

女性活躍推進法に関する情報公表

2025年8月

女性活躍推進法第20条（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）に基づき、以下の項目について、公表いたします。

女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供（2024年度実績）

● 労働者に占める女性労働者の割合

	労働者に占める女性労働者の割合
全労働者	51.30%
正規労働者	46.67%
非正規労働者	54.27%

対象期間：2024年度（2024年4月1日～2025年3月31日まで）

正規労働者：専任教員、専任事務職員

非正規労働者：有期雇用の教職員

● 男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男女の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	79.78%
正規労働者	91.37%
非正規労働者	82.78%

対象期間：2024年度（2024年4月1日～2025年3月31日まで）

賃金：退職手当、通勤手当を除く総支給額

正規労働者：専任教員、専任事務職員

非正規労働者：有期雇用の教職員

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備（2024年度実績）

● 年次有給休暇の取得率：73.9%

※2024年4月に付与された有給休暇の日数に対して、2025年3月末までに取得した有給休暇の日数の割合

育児・介護休業法に関する情報公表

2025年8月

育児・介護休業法第22条の2に基づき、男性の育児休業取得率等について公表いたします。

事業年度

2024年度

算定期間

2024年4月1日～2025年3月31日

取得割合

0%（※小数点第1位以下切り捨て）

取得割合の算出方法について

育児休業等※を取得した男性教職員数 ÷ 配偶者が出産した男性教職員数

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業を含めます。

- ・ 育児休業（産後パパ育休（出生時育児休業）を含む）
- ・ 法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業